独立性及び倫理に関する紀律規程

株式会社 KPMG Ignition Tokyo

```
第1章 総則
```

(目的)

(定義)

(職業倫理に関する規定)

(KPMG メンバーファームとしての責任)

(品位の保持)

(名声の維持)

(公正性)

(忠実義務)

(業務上の名称)

第2章 機密保持及び内部者取引の規制

(機密保持)

(内部者取引規制に関する関係法令等の遵守)

(機密保持の誓約書の提出)

第3章 独立性の保持

(独立性の保持)

第4章 独立性に関する概念的枠組みアプローチの適用

(基本原則)

(関連企業等の考慮)

(検討を開始すべき時点)

(報告)

(保証業務期間)

第5章 独立性を確保するための手続

(専門的な見解の問合せ)

(個人の投資関係に係る情報の登録・蓄積)

(独立性に関する確認手続)

(個人資産の詳細情報に関する調査の実施)

(業務新規締結時・更新時の独立性に関する確認手続)

(独立性に関する研修の実施・受講徹底)

第6章 具体的状況における独立性の判断

(金銭的利害関係に係る制限)

(相続・遺贈等やむを得ない事情等により生じた金銭的利害関係の解消)

第7章 ビジネス上の関係

(保証業務クライアントとの密接なビジネス関係)

第8章 身分的利害関係に係る制限

(身分的関係に係る独立性の遵守)

(保証業務クライアントへの就職制限)

(保証業務クライアントへの就職に係る届出)

(兼業の禁止)

(親族の身分的関係の制限)

第9章 報酬契約の制限

(成功報酬型又は付加価値型の報酬契約の制限)

(紹介手数料等の授受の制限)

(報酬未払い・低廉報酬等制限)

第10章 保証業務との同時提供が禁止される業務

(同時提供禁止業務)

第11章 その他独立性の保持に疑いを持たれる関係又は外観

(クライアントとの節度ある付合い)

第12章 訴訟等の報告

(訴訟等及びその可能性に関する報告)

第13章 改廃

(改廃)

(定めなき事項)

附則

独立性及び倫理に関する紀律規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、株式会社 KPMG Ignition Tokyo(以下、「当社」という。)の構成員が専門家集団としての能力を高め、当社の地位と独立性を確保するとともに、その品位を保持し、公正に業務を遂行して、その職責を果たすために遵守すべき職業倫理の規範を定めることを目的とする。

第2条(定義)

本規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 一 構成員 当社の業務に従事する全ての者をいう。
- 二 保証業務 主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した 結果を表明する情報について、又は当該主題それ自体について、想定利用者に対して 信頼を付与するために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断し た結果を結論として報告する業務をいう。
- 三 保証業務チーム 保証業務に携わるすべての者、その他保証業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる構成員をいい、これには、次の者も含まれる。
 - イ 保証業務の遂行に関連して、保証業務のエンゲージメントパートナー(EP、定義は次号に定める。)の報酬を勧告するか、又は同責任者について直接的な監督、管理、若しくはその他の監視を行う者。監査証明業務に関しては、指定有限責任社員より上位の上級職は当社の最高責任者に至るまでのすべての者。
 - ロ 保証業務のための技術的な事項又は業界固有の事項、取引、事象について助言を 提供する者
 - ハ 保証業務のために品質管理を行う者(保証業務の検証を実施する者を含む。)
- 四 エンゲージメントパートナー(EP) 受託した業務(受託した業務を再委託する場合は 当該再委託先が行う業務を含む)とその実施及び KPMG メンバーファーム名で発行した 提出物等に対して責任を負うパートナー又はアソシエイトパートナーをいう。
- 五 監査業務チーム 監査証明業務を提供する保証業務チームをいう。
- 六 保証業務クライアント KPMG メンバーファームが保証業務を提供するクライアントをいう。
- 七 社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entities (PIE)) 公認会計士法上の大会社等に該当する事業体及び以下に定める利害関係者が多数かつ多岐に及ぶような事業体をいう。
 - イ 預金量1兆5,000億円以上の労働金庫、信用金庫、信用組合及び信用農業協同組 合連合会
 - 口 全国農業協同組合連合会

- ハ 政党助成法に基づき監査の対象になっている者
- ニ 銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行の支店
- ホ 保険業法第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国保険会社の支店
- 八 PIE に準ずる事業体 前号に該当しないものの、利害関係者の数や性質を踏まえ、職業倫理の遵守及び独立性の維持の観点から、前号に該当する事業体と同様の定めによるものとして当社が定める以下の事業体をいう。
 - イ 前号に記載した以外の労働金庫、信用金庫、信用組合及び信用農業協同組合連合 会(前号に掲げる事業体に該当する事業体を除く。)
 - ロ 文部科学省及び文部科学大臣等が所管、所轄する学校法人
- 九 監査クライアント 保証業務のうち、監査証明業務を提供するクライアントをいい、次の 各号に該当する企業等を含む。
 - イ 監査クライアントが上場企業等に該当する場合において、日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という。)の倫理規則及び独立性に関する指針で定める当該監査クライアントにとっての全ての関連企業等
 - ロ 監査クライアントが上場企業等に該当しない場合において、JICPA の倫理規則及び 独立性に関する指針で定める当該監査クライアントにとっての関連企業等のうち、監 査クライアントが直接的又は間接的に支配している企業
 - ハ あずさ監査法人以外の KPMG メンバーファームの監査クライアントが上場企業に該当する場合において、KPMG Global Quality & Risk Management Manual で定めるところの当該上場企業の Related Entity に該当する企業等
 - ニ その他あずさ監査法人の内部規程等で規定する企業等
- 十 独立性に対する阻害要因 本規程に定める独立性の保持に係る基本原則の遵守を 阻害するものをいい、「自己利益」、「自己レビュー」、「擁護」、「馴れ合い」及び「不当な プレッシャーを受ける脅威」からなる。
- 十一 セーフガード 独立性に対する阻害要因となる状況又は関係を認識した場合における講じるべき安全措置をいう。
- 十二 事務所 当社の事務所をいう。なお、当社と法人格が異なる他の KPMG メンバーファームは別事務所と定義される。
- 十三 金銭的利害 法令で規定される債権・債務の他、企業の持分証券若しくはその他の証券、又は無担保社債、債券若しくはその他の債務証券に対する持分をいう。また、その持分を取得する権利・義務及びその持分に直接関係するデリバティブを含む。金銭的利害関係には、直接的な金銭的利害と間接的な金銭的利害がある。
- 十四 直接的な金銭的利害 次の各号の条件を満たす金銭的利害をいう。
 - イ 個人又は企業等により直接所有され、かつ管理下にあるもの(他の者に一任ベースで管理させるものを含む。)

- ロ 合同運用型の投資形態、不動産、信託又は仲介者を経由して受益的に所有されるもので、その持分に対し個人又は企業等が、現在、管理しているもの
- 十五 間接的な金銭的利害 個人又は企業等が支配していない集合投資商品、不動産、 信託、その他の仲介を経由して、利益を目的に所有している金銭的利害をいう。
- 十六 関連企業等 JICPA の倫理規則及び独立性に関する指針で定めるところの関連企業等
- 十七 役員等 次の各号に掲げる者をいう。
 - イ 役員
 - ロ 役員に準ずる者
 - ハ 使用人であって、会計記録や監査対象となる財務諸表の作成又は保証業務の主題 となる情報に重要な影響を及ぼす職位にある者
 - ニ 顧問のうち、当社が役員に準ずる者と判断する者
- 十八 家族(immediate family members) 配偶者若しくはそれに準ずる者又はこれら以外の被扶養者をいう。
- 十九 近親者(close family members) 本規程上の家族の定義に該当しない両親、子供又は兄弟姉妹をいう。
- 二十 カバードパーソン 次の各号に掲げる者をいう。
 - イ 監査チームのメンバー
 - ロ 指定有限責任社員が監査証明業務に関連して業務を執行する事務所と同一の事務 所に所属するパートナー及びプリンシパル
 - ハ 当該監査クライアントに10時間以上の非監査証明業務を提供するパートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マネジャー又はドメインリーダー
 - ニ 上記の者の家族
- 二十一 リスクマネジメントパートナー(Risk Management Partner(RMP)) 当社の独立性の 保持及び品質管理に関する責任者をいう。
- 二十二 KPMG Independence Compliance System(KICS) KPMG による独立性の保持に 係る情報提供及び整備の一環として、KPMG メンバーファームが保有する SEC 登録 会社及び affiliates 又は公開市場で取引されている株式、社債、ミューチャルファンド への投資に関する自動追跡機能を有するシステムをいう。
- 二十三 事前承認 特定のクライアントに対するエンゲージメントを受託する前に、そのエンゲージメントについて、指定を受けたセンチネルリードパートナー Sentinel Lead Partner (SLP)による承認を取得することを義務付ける要件をいう。
- 二十四 Lead Audit Engagement Partner (LAEP) 監査クライアントの連結財務諸表に関する報告書に署名するパートナー、財務諸表が親会社の連結財務諸表の一部になる場合で、かつ当該エンティティに別の報告書が発行される場合、当該エンティティを監

査するパートナー。連結財務諸表が作成されない場合、財務諸表の監査報告書に署 名する責任があるパートナー。

- 二十五 センチネルリードパートナー(Sentinel Lead Partner(SLP)) センチネル(Sentinel) において、エンゲージメントに関する申請について承認権限を付与されたパートナーをいう。監査クライアントに関しては、別の定めがある場合を除き、EP(又は LAEP)が SLPに該当する。
- 二十六 公開会社クライアントリスト(International Publicly Held Audit Client listing (PHAC)) KPMG による独立性の保持に係る情報提供及び整備の一環として、KPMGメンバーファームの上場会社である監査クライアントで、「公開会社」に関する情報を提供するデータベースをいう。
- 二十七 センチネル(Sentinel) KPMG の SLP による事前承認及びコンフリクトの確認を 目的とするシステムをいう。
- 二十八 Affiliates SEC Regulation S/X 201 に定義される Affiliates をいう。

第3条(職業倫理に関する規定)

構成員は、以下の法令、規則等のうち当社構成員に適用のある定め(以下、「職業倫理に関する規定」という。)を遵守しなければならない。

- 一 公認会計士法及びその他関係法令
- 二 金融商品取引法及びその他関係法令
- 三 会社法及びその他関係法令
- 四 JICPA 会則及び倫理規則
- 五 JICPA が公表する独立性に関する指針及び職業倫理に関する解釈指針
- 六 KPMG Global Quality & Risk Management Manual なお、SEC 監査業務(SEC リファード業務を含む。) については、KPMG Global Quality & Risk Management Manual 第20章及びそれに関連する記載箇所
- 七 業務内容により適用されるその他の海外の法令、基準、解釈指針等
- 八 本規程施行以後に定められる職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する法令、基準、 解釈指針等

第4条(KPMG メンバーファームとしての責任)

構成員は、KPMG メンバーファームの一員として、他のメンバーファームの信頼に応え、 KPMG の発展に努めるとともに、その規約を遵守する責任と自覚を持たなければならない。

第5条(品位の保持)

構成員は、業務の獲得及びその維持等に際しては、職業的専門家としての誇りを持って対処するとともに、信義を重んじて行動し、過度の商業主義を排除する事によって当社の品位を守ら

なければならない。

第6条(名声の維持)

構成員は、業務を受託するに際しては、当該業務の受託によって当社の名声が損なわれることのないように、また、不当なリスクをもたらさないように十分留意しなければならない。

第7条(公正性)

構成員は、職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うに当たり、先入観をもたず、 利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければ ならない。

第8条(忠実義務)

構成員は、当社のために忠実にその義務を遂行しなければならない。

第9条(業務上の名称)

構成員は、当社のすべての業務を、原則として当社の名称の下に行わなければならない。

第2章 機密保持及び内部者取引の規制

第10条(機密保持)

構成員は、在職中及び退職後において、正当な理由なく、業務上知り得た機密(当社及び第三者の営業秘密(定義は不正競争防止法第2条第6項に従う。)、及び当社が契約上負う守秘義務の対象となる情報を含むが、それらに限らない。)を他の者に漏洩、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならず、また、明示的であるか否かを問わず、他の構成員に対して業務上知り得た秘密を漏洩又は利用するよう指示してはならない。

2. 構成員は、業務上の書類及び電子データ等について正当な注意をもって厳重に管理しなければならない。

第11条(内部者取引規制に関する関係法令等の遵守)

構成員は、金融商品取引法の内部者取引規制に関する関係法令等を遵守するとともに、別途定める「インサイダー取引防止規程」を遵守しなければならない。

第12条(機密保持の誓約書の提出)

構成員は、入社時、在職中毎年1回及び退職時に機密保持の誓約書を提出しなければならない。

第3章 独立性の保持

第13条(独立性の保持)

構成員は、職業倫理に関する規定を遵守し、保証業務クライアントから独立した立場を保持しなければならない。

- 2. 構成員は、他の構成員又は KPMG メンバーファームが保証業務クライアントとの独立性の保持に疑いをもたれるような状況又は関係を有しないよう留意しなければならない。
- 3. 構成員は、精神的独立性と外観的独立性の双方を保持しなければならない。
 - 一 精神的独立性

専門家としての判断を危うくする誘因や圧力に影響されることなく意見を表明できる精神を持ち、誠実に行動し、公正性と専門家としての懐疑心を堅持できること。

二 外観的独立性

適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている第三者から、当社又は保証業務チームのメンバーの誠実性、公正性若しくは専門家としての懐疑心が損なわれていると合理的に判断される重要な事実及び状況がないこと。

4. 構成員は、自らが保証業務クライアントとの間に有する利害関係のみならず、自らの家族又は近親者(以下、「親族」という。)についても独立性の規制が及ぶ場合があることを認識し、一定の範囲の親族が有する利害関係から職業的専門家としての独立性が損なわれることがないよう十分に留意しなければならない。

第4章 独立性に関する概念的枠組みアプローチの適用

第14条(基本原則)

構成員は、独立性に対する阻害要因を認識した場合、その阻害要因の重要性の程度を評価し、阻害要因の重要性の程度が許容できる水準ではないと評価された場合、セーフガードを検討、適用し、阻害要因を除去するか又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減し、独立性を保持しなければならない。また、構成員は、他の構成員や KPMG メンバーファームと保証業務クライアントとの関係についても、独立性に対する阻害要因が生じていないかを検討しなければならない。

第15条(関連企業等の考慮)

構成員は、職業倫理に関する規定に加え、監査クライアントの関連企業等との利害及び関係も十分検討しなければならない。監査証明業務以外の保証業務クライアントの関連企業等についても独立性の評価を考慮すべき関係のある企業等があると考えられる状況があれば、構成員は独立性に対する阻害要因及びセーフガードを検討する際に、必ずその関連企業等との利害及び関係を検討しなければならない。

第16条(検討を開始すべき時点)

独立性に対する阻害要因の重要性の程度の評価を実施し、セーフガードを講じる義務は、当 社、KPMG メンバーファーム又は構成員が独立性を損ないかねない状況や関係に気付いた時 点、又は当然に気付くべき時点から生じる。

第17条(報告)

構成員は、独立性に対する阻害要因を認識した場合は、速やかにリスクマネジメントパートナーへ報告しなければならない。

第18条(保証業務期間)

保証業務クライアントに対する独立性は保証業務の契約期間のみならず、主題情報(規準を 主題に適用した結果得られる情報)の対象期間においても求められる。保証業務の期間は、当 該業務を開始した時点から保証報告書が発行された時点までである。

2. 保証業務が継続的に行われる場合、保証業務期間の終了時点は、当該業務が最終的に終了したことをいずれかの当事者が通知した時点又は最終の保証報告書が発行された時点のいずれか後の時点となる。

第5章 独立性を確保するための手続

第19条(専門的な見解の問合せ)

構成員は、本規程等又は職業倫理に関する規定の解釈又はその適用について、疑問又は 懸念がある場合、リスクマネジメントパートナーに照会するものとする。

第20条(個人の投資関係に係る情報の登録・蓄積)

構成員(ただし、本条に限りシニアコンサルタント及びシニアアドミニストレーター以下の職位にある派遣社員を除く。)は、所定の手続きに従い KICS にログインし、報告対象取引の有無を確認するとともに、報告対象取引がある場合は、当該取引に係る必要な情報を自らのポートフォリオに登録する責任を負う。また、構成員は、投資等の取引を行う前に、KICS 及び「REL (Restricted Entities List)」、「PHAC リスト(Publicly held audit clients listing)」、「センチネル・アフィリエート・ツール (Sentinel Affiliate Tool)」等を検索して取引先の規制状況を確認し、当該取引が、本規程及び別途定める「インサイダー取引防止規程」に抵触するものではないことを確認しなければならない。

2. 構成員は、自らのポートフォリオに登録されている報告対象取引に係るデータの完全性及び 正確性を確保するために、所定の手続に従い登録データの内容を定期的に検証し、正しく更新 しなければならない。

第21条(独立性に関する確認手続)

構成員は、その入社時に所定の手続に従い、独立性に関する確認を実施しなければならない。

- 2. リスクマネジメントパートナーは、すべての構成員について、そのマネジャー又はビジネスプロフェッショナル昇格時、パートナー、アソシエイトパートナー又はプリンシパル登用時に、必要に応じて所定の手続に従い、独立性に関する確認を実施しなければならない。
- 3. 構成員は、前2項の確認に加え、少なくとも年に一度適切な時期に、所定の手続に従い、独立性に関する確認を実施しなければならない。

第22条(個人資産の詳細情報に関する調査の実施)

構成員は、自らが個人財産等の保有状況の詳細情報の提供を求める調査の対象として選定された場合、その調査に協力するものとする。

第23条(業務新規締結時・更新時の独立性に関する確認手続)

新規に業務を受託する場合又は業務を継続する場合、当該業務の EP は、所定の手続に従い、当該業務クライアントに対する独立性の確認を実施しなければならない。

第24条(独立性に関する研修の実施・受講徹底)

構成員は、自らが必須の受講対象者として指定された独立性に関する研修を、指定された受講方法に従って、指定期間に確実に受講しなければならない。各部門の部門長は、受講対象者の受講機会を適切に確保し、受講の徹底を図らなければならない。

第6章 具体的状況における独立性の判断

第25条(金銭的利害関係に係る制限)

構成員は、自らの職制上の地位等により、一定の保証業務クライアントとの間に独立性が損なわれていると推察される金銭的利害関係を有することが制限又は禁止される。ただし、金銭的利害関係の態様は多岐にわたることから、すべての事例を列挙することはできないため、代表的な金銭的利害関係と当該金銭的利害関係に係る当社の基本方針を別表に示している。

2. 前項の別表に記載はないが、独立性が損なわれる可能性が懸念される一定の利害関係を保証業務クライアントとの間に持つことを検討している構成員は、当該利害関係を保有する前に、リスクマネジメントパートナーに照会し、独立性に与える影響がないことを確認しなければならない。

第26条(相続・遺贈等やむを得ない事情等により生じた金銭的利害関係の解消)

構成員が、相続又は遺贈等本人の意思によらないやむを得ない事情により、禁止される金銭 的利害関係を有することとなった場合には、速やかにその事実をリスクマネジメントパートナーに 報告の上、当該金銭的利害関係を有することとなった日から遅くとも30日以内に保有を禁止される有価証券等を処分するなどの措置を講じ、独立性に抵触する利害関係を解消しなければならない。

- 2. 前項に定める金銭的利害関係が、自らが保証業務チームメンバーである保証業務クライアントに対するものである場合、速やかにその事実をリスクマネジメントパートナーに報告の上、当該金銭的利害を受領した日又は金銭的利害を受領したことを知り得るべき日から5営業日以内に当該利害関係を解消しなければならない。
- 3. 構成員が、第1項のやむを得ない事情がないにもかかわらず、禁止される金銭的利害関係を有している事実に気づいた場合又は他者よりその事実を知らされるに至った場合、直ちにリスクマネジメントパートナーに報告し、原則として、その事実を認識した日を含めた5営業日以内に当該金銭的利害関係を解消しなければならない。ただし取引市場又は取引量等の諸事情を勘案し、5営業日以内に解消することが実質的に可能でないと認められる事情がある場合、その旨をリスクマネジメントパートナーに報告した上で、できるだけ早い時期に当該金銭的利害関係を解消しなければならない。
- 4. 前3項の規定にかかわらず、保有を禁止される金銭的利害関係を解消するために予定する取引が、有価証券に係るインサイダー取引規制に抵触する可能性があると懸念される場合、速やかにリスクマネジメントパートナーに報告し、有価証券の処分の可否に係る専門的な見解を求め、その指示に従うものとする。

第7章 ビジネス上の関係

第27条(保証業務クライアントとの密接なビジネス関係)

構成員は、保証業務クライアント又はその経営者との密接なビジネス関係について、取引上の利害又は一般的な金銭的利害関係を伴い、独立性に対する阻害要因が生ずる可能性がある場合は、当該関係を有する前に所定の手続を実施するものとする。

2. 構成員は、他のクライアントから受託した業務の全部又は一部を監査クライアントに対して再 委託してはならない。

第8章 身分的利害関係に係る制限

第28条(身分的関係に係る独立性の遵守)

構成員は、自ら又は家族が一定の保証業務クライアントとの間に現在有する又は過去に有していた身分的関係、及び、パートナー、プリンシパル又はフェローを退任した後又は当社を退職した後、保証業務クライアントの役員等に就任又は就職することに起因して、職業的専門家としての独立性が損なわれる可能性があることに十分留意しなければならない。

2. 独立性が損なわれる可能性が懸念される一定の身分的利害関係を保証業務クライアントとの

間に持つことを検討している構成員は、当該利害関係を有する前に、リスクマネジメントパートナーに照会しなければならない。

3. リスクマネジメントパートナーは、本章各条に定める事項について、独立性に対する阻害要因の重要性を評価し、セーフガードを講じることによって阻害要因を除去するか又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

第29条(保証業務クライアントへの就職制限)

当社のパートナー、プリンシパル又はフェローを退任した者及び保証業務チームの構成員であった者は、あずさ監査法人の保証業務クライアントの役員、これに準ずる者又は使用人であって、会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就いてはならない。但し、以下の各号を満たす場合を除く。

- (1) 当該者が、あずさ監査法人又は当社からいかなる経済的利益も金銭の支払いも受けないこと(ただし、あらかじめ取り決められているものは除く)。また、あずさ監査法人又は当社の当該者への債務額は、あずさ監査法人又は当社の独立性を損なわせるほど重要なものではないこと。
- (2) 当該者が、あずさ監査法人又は当社がクライアントに対して提供する業務に専門職として実質的にも形式的にも関与していないこと。
- 2. 当社のパートナー、プリンシパル又はフェローを退任した者及びSEC監査クライアントの監査チームのメンバーであった者は、SEC監査クライアントの会計記録及び監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす地位に就任する場合、自身が在籍していた又は在籍するメンバーファームとの間に保有するすべての財務関係を終了させなければならない。さらに、SEC監査クライアントに監査、レビュー、保証業務を10時間以上提供していた監査チームのメンバーは、自身が関与した直近の会計期間にかかる当該SEC監査クライアントの年次報告書の提出日以降、次会計期間の年次報告書の提出日までの間、監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす地位に就任してはならない(但し、当該SEC監査クライアントの監査チームのメンバーでなくなってから1年を経過している場合は除く。)。

第30条(保証業務クライアントへの就職に係る届出)

次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにリスクマネジメントパートナーに、別紙1に 定める様式にて届出なければならない。

- (1) 保証業務チームのメンバーが、第18条に定める業務期間中に、当該保証業務クライアントと就職の交渉を開始したとき。
- (2) パートナー、プリンシパル、フェロー及びカバードパーソンが、KPMGメンバーファームの SEC監査クライアントと就職の交渉を開始したとき。
- (3) パートナー、プリンシパル、フェロー又はプリンシパルが、KPMG メンバーファームの監査クライアント(PIE に限る。)と就職の交渉を開始したとき。

(4) パートナー、プリンシパル又はフェローを退任した者で、当社と経済的関係を有する者が、KPMG メンバーファームの監査クライアント(上場企業に限る。)と就職の交渉を開始したとき。

第31条(兼業の禁止)

構成員は、保証業務クライアントの役員等に就任又は就職してはならない。また、構成員は、 次に掲げる場合を除いて、いかなる法人等の役員等に就任してはならない。

- (1) 非営利組織又は個人的な家庭の事情で設立された法人等の役員等に就任する場合
- (2) 管財業務において指名されて管財人となる場合

第32条(親族の身分的関係の制限)

職業倫理に関する規定において個別に規制される身分的関係のほか、監査チームのメンバーに該当する構成員は、自らの家族を、当該監査業務を提供する監査クライアントにおいて、役員等として従事させることはできない。また、近親者の身分的関係からも、独立性に対する阻害要因が生じる可能性があることに留意しなければならない。

2. SEC 監査クライアントのカバードパーソンに該当する構成員は、当該 SEC 監査クライアント又は Affiliates において、自らの近親者を経理業務又は財務報告の監督業務に従事させることはできない。

第9章 報酬契約の制限

第33条(成功報酬型又は付加価値型の報酬契約の制限)

構成員は、成功報酬型又は付加価値型の報酬契約を締結する場合、概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。概念的枠組みアプローチを適用する際のセーフガードには、例えば次のものが挙げられる。

- (1) 報酬の算定基準を予め書面の形でクライアントと合意しておくこと
- (2) 当社が実施した業務の内容及び報酬の算定基準を想定利用者に開示すること
- (3) 品質管理の方針及び手続を定めること
- (4) 実施した業務の検証を独立した第三者に依頼すること

ただし、独立性の観点から阻害要因が生ずる可能性があり、阻害要因の重要性の程度を許容水準まで軽減することができないような報酬契約を締結することはできない。また、保証業務クライアントに提供する保証業務については、成功報酬型又は付加価値型の報酬契約を締結してはならない。

2. SEC 監査クライアント及び Affiliates に提供する非保証業務について、成功報酬型又は付加 価値型の報酬契約を締結することはできない。

第34条(紹介手数料等の授受の制限)

構成員が保証業務を獲得するために第三者に対して紹介手数料を支払うこと、又は当社が 第三者に対して業務を紹介した見返りとして手数料を収受することは、禁止される。

- 2. 構成員は、非保証業務の紹介を行い、又は紹介を受け、若しくは第三者の商品やサービスを クライアントへ提供する場合は、原則として紹介手数料の授受を行ってはならない。
- 3. 前2項にかかわらず、構成員は、監査クライアントとの間で、非保証業務の紹介を受けた見返りとして紹介手数料を支払ってはならない。

第35条(報酬未払い・低廉報酬等制限)

保証業務クライアントに提供した業務等に対する報酬が長期にわたって未払いである場合、特に次年度の保証報告書が提出される段階になっても未払の割合が大きい場合は、独立性を阻害する「自己利益」を生じさせる。次年度の保証報告書の提出後も支払われていない場合、阻害要因の有無及び重要性の程度を評価し、必要に応じてセーフガードを適用して、阻害要因を除去するか、又はその重要性の程度を許容水準にまで軽減しなければならない。未収報酬が重要な場合は、当該未収報酬をクライアントに対する貸付と同等とみなすべきかどうか判断しなければならず、また、期限経過部分の金額の重要性を考慮して、業務を継続することが適切であるかについて、リスクマネジメントパートナーへ照会しなければならない。

2. 構成員は、提供する業務の内容及び価値に基づいた適正な報酬を請求し、正当な根拠に基づかない低廉な報酬の提示及び請求を行ってはならない。

第10章 保証業務との同時提供が禁止される業務

第36条(同時提供禁止業務)

構成員は、保証業務クライアントに対し保証業務と同時に、独立性が損なわれていると推察されるような非保証業務を提供してはならない。

第11章 その他独立性の保持に疑いを持たれるような関係又は外観

第37条(クライアントとの節度ある付合い)

構成員の保証業務クライアントとの慶弔禍福の付合い、贈答接待行為を含めたクライアントと の付合いに関する取扱いについては、別途定めるものとする。

第12章 訴訟等の報告

第38条(訴訟等及びその可能性に関する報告)

構成員は、以下の状況を認識した場合、直ちにリスクマネジメントパートナーへ報告しなけれ

ばならない。

- (1) KPMG メンバーファームが実施した業務が職業専門家基準、規制又は法的要請に遵守 していないことに起因する不服申し立て又は訴訟
- (2) KPMG メンバーファームの品質管理ポリシーの不履行に関する訴訟
- (3) KPMG メンバーファームの品質管理ポリシー又は手続きの策定又は実施における不備
- (4) KPMG メンバーファーム又は構成員個人(各メンバーファームに属する個人も含む。)に 対する請求(刑事訴訟含む。)
- (5) 規制当局又は調査機関から質問又は調査の依頼(文書提出の要請、証人としての証言 要請を含む)。なお、当該依頼は KPMG、クライアント又は第三者のいずれに関するもの であるかは問わない。
- (6) 実際の又は潜在的な法的手続き(KPMG が直接関与しているかは問わない)に関する文書提出依頼又は証人としての証言の要請。
- (7) 不服申し立て、訴訟、請求、規制当局からの質問又は証拠の要求に発展しそうな状況。
- 2. 構成員は、法令・規制による要請でない限り、いかなる不服申立て、訴訟、請求、規制当局からの質問、証拠の要請について、リスクマネジメントパートナー(又はリスクマネジメントパートナーが指名する弁護士等)へ相談することなく、回答してはならない。さらに、構成員はリスクマネジメントパートナー(又はリスクマネジメントパートナーが指名する弁護士等)の許可なく、実際の又は潜在的な請求に関する責任、及び職業専門家基準、規制、又は法的要請に関する不遵守を認めてはならない。

第13章 改廃

第39条(改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程に従うものとする。ただし、別表については、リスクマネジメントパートナーが決定する。

第40条(定めなき事項)

本規程(別表を含む。)に定めなき事項については、リスクマネジメントパートナーが決定する。

附則

1. 本規程は、2022年9月28日から施行する。

(別表) 金銭的利害に係る基本方針

適用欄の「共通」は全ての監査クライアントに対して適用されるルールです。「SEC」は SEC 規制対象クライアント、「AICPA」は AICPA 規制対象クライアントに対し適用されるルールです。

※1 SEC 規制対象クライアント又は AICPA 規制対象クライアントに対しては、「共通」ルールと「SEC」又は「AICPA」の両ルールが適用され、より厳しい方を 適用することになります。

※2 規制対象者については特に付記のない場合、本人に加えその家族(配偶者若しくはそれに準ずる者、又はこれら以外の扶養家族)が含まれます。

※3 根拠法令等の記載には、以下の略称を使用します。

● 公認会計士法施行令:施行令

● 公認会計士法施行規則:施行規則

● 独立性に関する指針(日本公認会計士協会):独立性に関する指針

● SEC Regulation S-X : S-X

• Code of Professional Conduct (AICPA): ET

• Global Quality & Risk Management Manual (KPMG): G-QRMM

● 投資信託(ファンド)の保有制限について(あずさ監査法人資料):投資信託の保有制限について

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|----|-----|---|---------------------|
| 投資 | 共通 | パートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダ | G-QRMM 6.2.1, 7.2.1 |
| | | ー、マネジャー及びドメインリーダー $({}^{i\pm 1})$ は、全世界の KPMG メンバーファームの監査クライアント $({}^{i\pm 2})$ が発行 | 施行令7条1項4号 |
| | | する株式、出資、社債等の直接投資 ^(注 3) 及び重要な間接投資を有することが禁止されます。 | |
| | | 監査チームのメンバーであるシニア及びスタッフは、当該監査クライアントが発行する株式、出資、社債等の | |
| | | 直接投資及び重要な間接投資を有することが禁止されます。 | |
| | | *なお、本規程とは別に、インサイダー取引防止規程第6条に次のように定められておりますので注意してくだ | |
| | | さい。 | |
| | | 第6条(監査クライアントの株式等の購入の禁止) | |
| | | 構成員は、あずさ監査法人の監査クライアントの株式等を購入してはならない。 | |
| | SEC | パートナー、プリンシパル、フェロー、及びカバードパーソン (注4) は、SEC 監査クライアントに対し直接的な金銭 | S-X 2-01 |
| | | 的利害及び間接的だが重要な金銭的利害を有することが禁止されます。 | (c)(1)(i)(A),(D) |
| | | | G-QRMM20.2.1 |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|--------|-------|---|-------------------------|
| | AICPA | カバードメンバー (注 5) は、AICPA 監査クライアントに対し直接的な金銭的利害及び間接的だが重要な金銭的利 | ET1.240 |
| | | 害を有することが禁止されます。 | |
| ファンド | 共通 | ファンドが監査クライアントの場合 (注 6)、当該監査クライアントのカバードパーソンは、当該ファンドに投資 | G-QRMM6.2.1,7.2.1 |
| (直接投資) | | することが禁止されます。 | |
| | | 証券・総合口座専用の投資信託である MRF(マネー・リザーブ・ファンド)にも上記の規定が準用されますので、 | G-QRMM20.2.1 |
| | | MRF が規制対象ファンドに該当する場合には口座の MRF サービスを解約しなければなりません。 | |
| | | REIT(不動産投資信託)及び ETF(上場投資信託)についても上記の規定が準用されます。 | |
| | | | |
| | | また、カバードパーソンに該当しない場合であっても、パートナー、アソシエイトパートナー及びプリンシパ | |
| | | ルは、以下の条件をいずれも満たさない規制対象ファンド(監査対象のファンド及び SEC の独立性規則により | |
| | | 規制対象とされるファンド)に投資することが禁止されます。 | |
| | | ① 公募型である | |
| | | ② 投資家の適格性、最低投資額、保有期間、償還に関し特段の制限がない | |
| | SEC | カバードパーソンは、Investment company complex (注7) の場合、ファンド、ファンドの委託会社 (注8) 及び委 | S-X 2-01 (c)(1)(i) (D), |
| | | 託会社を支配する親会社を含む関係エンティティの当該ファンドグループの全てのファンドに投資することが | (ii)(G) |
| | | 禁止されます。 | |
| | AICPA | カバードメンバーは、当該 AICPA 監査クライアントであるミューチャルファンドに投資することが禁止され | ET1.240 |
| | | ます。 | |
| ファンド | 共通 | ファンド又はファンドの委託会社が監査クライアントでない場合(直接投資に当たらない場合)は、原則とし | 投資信託の保有制限に |
| (間接投資) | | てファンドの保有が認容されます。ただし、ファンドの投資対象として SEC 監査クライアントが発行する株式 | ついて |
| | | 等の個別銘柄が組み入れられている場合、当該ファンドは間接投資に該当します。当該 SEC 監査クライアント | |
| | | のカバードパーソンは、「重要な間接投資」 ^(注9) に該当する間接投資について保有が禁止されます。 | |
| | SEC | ファンド又はファンドの委託会社が SEC 監査クライアントでない場合(直接投資に当たらない場合)は、原則 | S-X 2-01(c)(i)(1)(D) |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|--------|-------|--|-------------------------|
| | | としてファンドの保有が認容されます。ただし、ファンドの投資対象として SEC 監査クライアントが発行する | G-QRMM 20.2.1 |
| | | 株式等の個別銘柄が組み入れられている場合、当該ファンドは間接投資に該当します。 | |
| | | カバートパーソンは、非分散型投資ファンド (注 10) の投資先に当該 SEC 監査クライアントが含まれており、そ | |
| | | の持分に重要性がある場合には当該ファンドへの投資は禁止されます。分散型投資ファンド (注 10) の場合にはフ | |
| | | ァンドの発行済持分証券の5%未満ならば保有が認容されます。 | |
| | AICPA | ファンド又はファンドの委託会社が監査クライアントでない場合(直接投資に当たらない場合)は、原則とし | ET1.240.030 |
| | | てファンドの保有が認容されます。ただし、ファンドの投資対象として監査クライアントが発行する株式等の | |
| | | 個別銘柄が組み入れられている場合、当該ファンドは間接投資に該当します。 | |
| | | カバードメンバーは、非分散型投資ファンドの投資先に当該監査クライアントが含まれている場合にはファン | |
| | | ドの基礎投資に対し重要な持分を有することができません (注11)。分散型投資ファンドの場合にはファンドの発 | |
| | | 行済持分証券の5%未満ならば保有が認容されます。 | |
| 家族の被雇用 | 共通 | 監査クライアントに 10 時間以上の非監査証明業務を提供しているパートナー、プリンシパル、フェロー、ディレク | 独立性に関する指針 |
| 者としての権 | | ター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マネジャー及びドメインリーダーの家族が有する | 111項 |
| 利から派生し | | 当該監査クライアントに対する金銭的利害のうち、雇用関係上の権利(例えば、持株会制度、年金制度又はス | G-QRMM 6.2.1, 7.2.1 |
| た金銭的利害 | | トック・オプション制度)を通じたものである場合は例外的に認容されます。 | |
| | | ただし、家族の雇用関係の終了、解雇又は辞任と同時に上記の例外規定の効力がなくなりますので、雇用契約 | |
| | | の終了後、できるだけ早期に投資を処分しなければなりません。また家族が金銭的利害を処分する権利を得た | |
| | | 場合、又はストック・オプションの行使が可能となった場合は、できるだけ早い時期に金銭的利害を処分する | |
| | | か、ストック・オプションを行使しなければなりません。 | |
| | SEC | 監査チームのメンバーの配偶者又は被扶養者が当該 SEC 監査クライアントの被雇用者としての権利から派生 | SX-2 01(c) (1) (iii)(C) |
| | | した金銭的利害を有することは禁止されます。 | G-QRMM 20.2.3 |
| | | 監査チームのメンバー又は Chain of Command (注 12) を除くカバードパーソンの配偶者又は被扶養者が、当該 | |
| | | SEC 監査クライアントの被雇用者としての権利から派生した金銭的利害を有することは、当該金銭的利害が従 | |
| | | | |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|--------|-------|--|---------------------|
| | | 業員報酬又は福利厚生プランの避けることの出来ない結果であり、かつ、以下の場合には認容されます。 | |
| | | ① 処分する権利を有してから30日以内の出来るだけ早い時期に処分することが前提にある場合 | |
| | | ② 未実行のストック・オプションである場合 | |
| | | | |
| | AICPA | カバードメンバーの家族は、当該 AICPA 監査クライアントに対し金銭的利害を有することが禁止されます。た | ET1.270 |
| | | だし、監査チームのメンバーを除くカバードメンバーの家族が、当該 AICPA 監査クライアント又は当該 AICPA | |
| | | 監査クライアントがスポンサーとなっている退職年金、福利厚生プランに参加しており、かつ当該プランが全 | |
| | | 従業員に平等に提供される場合を除きます。 | |
| 監査クライア | 共通 | 監査チームのメンバーは、当該監査クライアント(役員、役員に準じる者、支配力を有する株主等を含む。)が | G-QRMM 6.2.4, 6.2.5 |
| ントが重要な | | 投資し、かつ重要な影響を与える会社に対して重要な金銭的利害関係を有することが禁止されます。 | 独立性に関する指針 |
| 影響を与える | | | 112項 |
| 特定の会社 | | | |
| 親密なビジネ | 共通 | 監査チームのメンバーは、当該監査クライアント(経営者を含む。)と密接なビジネス上の関係(合弁事業、共 | G-QRMM 6.4.1, 7.4.1 |
| ス関係 | | 同事業、共同マーケティング等)を有することが禁止されます。 | 独立性に関する指針 |
| | | ただし、ビジネス上の関係からもたらされる金銭的利害が重要でなく、かつ当該ビジネス上の関係が当該監査 | 124 項 |
| | | クライアント(経営者を含む。)にとって重要でない場合を除きます。 | |
| | SEC | 監査チームのメンバーは、当該 SEC 監査クライアント(役員、役員に準じる者、支配力を有する株主等を含 | S-X 2-01(c)(iii) |
| | | む。)と密接なビジネス上の関係(合弁事業、共同マーケティング契約、リミテッドパートナーシップ契約、元 | G-QRMM 20.5.1 |
| | | 請/下請契約、サプライヤーや顧客への投資、リース契約(重要でない賃借やテナントを除く。))を有するこ | |
| | | とが禁止されます。 | |
| | | ただし、ビジネス上の関係からもたらされる金銭的利害が重要でなく、かつ当該ビジネス上の関係が当該 SEC | |
| | | 監査クライアント(役員、役員に準じる者、支配力を有する株主等を含む。)にとって重要でない場合を除きま | |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|-----|-----|--|------------------------|
| | | す。 | |
| ローン | 共通 | 監査チームのメンバーは、以下の全ての条件を充足する場合を除き、当該監査クライアントからローン又はロ | 独立性に関する指針 |
| | | ーンの保証を受けることが禁止されます。 | 118~120項 |
| | | ① 当該監査クライアントが金融機関である | 施行令7条1項4号 |
| | | ② 通常の融資手続及び条件(担保、返済、利率等)に基づく借入である | 施行規則2条1項13、 |
| | | ③ 以下3つのうちいずれかに該当する | 15 号 |
| | | a) 監査受嘱前に実行された担保設定付住宅ローン | G-QRMM6.3.1,6.3.2, |
| | | b) 監査受嘱前に実行された自動車ローン | 7.3.1, 7.3.2 |
| | | c) 借入債務の金額が 100 万円未満 | |
| | | 監査チームのメンバーを除くカバードパーソンは、以下の全ての条件を充足する場合を除き、当該監査クライ | |
| | | アントからのローン又はローンの保証を受けることが禁止されます。 | |
| | | ① 当該監査クライアントが金融機関である | |
| | | ② 通常の融資手続及び条件(担保、返済、利率等)に基づく借入である | |
| | SEC | ① カードローン | S-X 2-01 (c)(1)(ii)(A) |
| | | カバードパーソンは、当該 SEC 監査クライアント(監査対象会社において意思決定を行いうる役員等及び監査 | G-QRMM20.3.1 |
| | | 対象会社に重要な影響を及ぼす実質的な株主を含む)である金融機関とカードローン契約を保有することが禁 | |
| | | 止されます。 | |
| | | ② カードローン以外のローン | |
| | | カバードパーソンは、当該 SEC 監査クライアント(監査対象会社において意思決定を行いうる役員等及び監査 | |
| | | 対象会社に重要な影響を及ぼす実質的な株主を含む)との間に借入・貸付に係る債権債務を有することが禁止 | |
| | | されます。ただし、金融機関からの借入で、通常の手続・条件に基づいて実行されたものであり、かつ以下のい | |
| | | ずれかの条件を充足する場合には認容されます。 | |
| | | ・ 自動車を担保とする自動車ローン又は自動車リース | |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|-------|-------|---|--------------------------|
| | | ・ 保険契約の解約返戻金によって全額担保されているローン | |
| | | ・ 同一の金融機関の預金によって全額担保されているローン | |
| | | ・ カバードパーソンとなる前に実行されたもので、主たる住宅によって担保されている担保付住宅ローン(居 | |
| | | 住住宅の修繕ローンを含む) | |
| | | カバード―パーソンとなる前に実行された学生ローン | |
| | | ・ 以下の条件をすべて満たすコンシューマーローン | |
| | | ▶ 個人消費に係る分割購入債務(例:携帯端末購入に係る分割購入債務等)である(カードローン債務は | |
| | | 認められない点に注意) | |
| | | ▶ 通常の請求サイクルにおける債務残高が、借入先毎に合計して、支払期日(返済猶予期間も含む)にお | |
| | | ける決済後に、10,000 米ドル以下に減少している | |
| | AICPA | AICPA 監査クライアントに対して同上の規制。ただし、無担保の借入金であっても、カバードメンバーの純資 | ET1.260 |
| | | 産にとって重要でない場合は保有が認容されます。 | |
| 預貯金口座 | 共通 | 監査クライアントである金融機関に開設した預貯金口座は、通常の条件に基づく限り、保有することが認容さ | 独立性に関する指針 |
| | | れます。 | 123 項 |
| | | | 施行規則2条1項1、 |
| | | | 2 号 |
| | | | G-QRMM6.3.3, 7.3.3 |
| | SEC | ① 外貨預金口座 | S-X 2-01(c) (1) (ii) (B) |
| | | カバードパーソンは、当該 SEC 監査クライアントである金融機関に対し、外貨預金口座を保有することは禁止 | G-QRMM20.3.3 |
| | | されます。 | |
| | | ② 外貨預金以外の口座 | |
| | | カバードパーソンが、当該 SEC 監査クライアントである金融機関に対し、連邦預金保険機構 (注 13) 又は類似す | |
| | | る保険機関の保険上限額を超える普通預金又は当座預金残高を保有することは禁止されます。 | |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|--------|-------|---|-----------------------|
| | AICPA | AICPA 監査クライアントに対して同上の規制。ただし、保険によって保護されていない金額が、カバードメン | ET 1.255.010 |
| | | バーの純資産にとって重要でない場合は保有が認容されます。 | |
| 当座貸越口座 | 共通 | 通常の条件に基づく限り、監査クライアントである金融機関に対して当座貸越口座を保有することが認容され | 独立性に関する指針 |
| | | ます。 | 120項 |
| | | | G-QRMM 6.3.1, 7.3.1 |
| | SEC | カバードパーソンは、当該 SEC 監査クライアントである金融機関に対して当座貸越口座を保有することが禁止 | S-X 2-01(c)(1)(ii)(B) |
| | | されます。 | |
| | AICPA | カバードメンバーは、当該 AICPA 監査クライアントである金融機関に対して支払期日・支払猶予期間までに残 | ET1.260.020.04 |
| | | 高が\$10,000 以下となる当座貸越口座を保有することが認容されます。 | |
| 証券取引口座 | 共通 | カバードパーソンは、通常の取引条件に基づく限り、当該監査クライアントに対して証券取引口座を保有する | 独立性に関する指針 |
| | | ことが認容されます。 ただし、証券取引口座の開設時に MRF のサービスを契約しようとする場合、MRF 自 | 123項 |
| | | 体が監査クライアント又は SEC 監査クライアントの Investment Company Complex の定義に該当するかを確 | G-QRMM 6.3.3,7.3.3 |
| | | 認の上、本表の「ファンド(直接投資)」の規定に従わなければなりません。 | |
| | SEC | カバードパーソンは、当該 SEC 監査クライアントである証券会社に対して証券取引口座を保有することが禁止 | S-X 2-01(c)(1)(ii)(C) |
| | | されます。ただし、以下の場合には保有が認容されます。 | G-QRMM20.3.4 |
| | | ① 現金又は証券以外の資産を証券取引口座に有していない | |
| | | ② 口座が保有する資産価値が、証券投資者保護公社(注14) 又はそれに類似する機関の保険上限額以内である | |
| | | なお、SEC 監査クライアントである証券取引口座を開設時に MRF のサービスを契約しようとする場合、MRF | |
| | | 自体が監査クライアント又は SEC 監査クライアントの Investment Company Complex の定義に該当するかを | |
| | | 確認の上、本表の「ファンド(直接投資)」の規定に従わなければなりません。 | |
| | | | |
| | AICPA | カバードメンバーは、当該 AICPA 監査クライアントの証券取引口座に資産を保有することが禁止されます。た | ET1.255.020 |
| | | だし、以下の場合を除きます。 | |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|---------|-------|--|------------------------|
| | | ① 通常の取引手続・条件に基づくもので、かつ、 | |
| | | ② カバードメンバーの資産に証券会社の倒産等による損失リスクがない場合、又は当該資産がカバードメン | |
| | | バーの純資産にとって重要性がない場合 | |
| 先物取引口座 | 共通 | カバードパーソンは、当該監査クライアントである先物取次業者に対して取引口座(あらゆる先物口座、商品 | G-QRMM20.3.4 の規 |
| | | 先物取引口座又は先物取次業者が維持する類似の取引口座を含む。)を保有することが禁止されます。外国為替 | 定を適用 |
| | | 証拠金取引口座も本規定を準用します。ただし、以下の条件全て充足する場合を除きます。 | |
| | | ① 通常の条件に基づく | |
| | | ② 当該監査クライアントが金融機関である | |
| | SEC | カバードパーソンは、当該 SEC 監査クライアントである先物取次業者に対して取引口座(あらゆる先物口座、 | S-X 2-1 (c)(1)(ii)(D) |
| | | 商品先物取引口座又は先物取次業者が維持する類似の取引口座を含む。)を保有することが禁止されます。 | G-QRMM20.3.4 |
| 信用取引口座 | 共通 | カバードパーソンは、当該監査クライアントであるブローカー・ディーラー(証券会社等)に対して、信用取引 | G-QRMM20.3.4 "マー |
| | | に伴うマージン・ローン(信用借入金)の保有することが禁止されます。 | ジンローン"の規定を |
| | | | 適用 |
| | SEC/ | SEC/AICPA 監査クライアントに対して、各々同上の規制。 | S-X 2-1(c) (1)(ii)(A) |
| | AICPA | | G-QRMM20.3.4 |
| 個人向け保険 | 共通 | カバードパーソンは、通常の条件による契約である限り、当該監査クライアントである保険会社が販売する個 | 施行規則2条1項11、 |
| 商品 | | 人向け保険契約を保有することが認容されます。 | 12 号 |
| | SEC | カバードパーソンは、グランドファーザー条項 $^{(\pm15)}$ 等に基づく一部例外 $^{(\pm16)}$ を除き、当該 ${ m SEC}$ 監査クライア | S-X 2-01(c) (1)(ii)(F) |
| | | ントである保険会社が販売する個人向け保険契約を保有することが禁止されます。 | G-QRMM20.4.1 |
| | AICPA | カバードメンバーは、通常の条件と手続による定額型保険に限り、当該 AICPA 監査クライアントである保険会 | ET1. 257.010 |
| | | 社が販売する個人向け保険契約を保有することが認容されます。 | |
| 変額生命保険・ | 共通 | カバードパーソンは、投資対象に対して支配力を有する場合(投資意思決定に影響を与え得る場合)、当該監査 | G-QRMM20.4. 1 の規 |
| 変額年金及び | | クライアントである保険会社が販売する変額生命保険、変額年金又は類似の保険契約 ^(注 17) を保有することが禁 | 定を適用 |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|--------|-------|--|-----------------------|
| 類似の保険契 | | 止されます。 | |
| 約 | | | |
| | SEC/ | カバードパーソン及びカバードメンバーは、当該 SEC/AICPA 監査クライアントである保険会社が販売する | G-QRMM20.4.1 |
| | AICPA | 変額生命保険、変額年金又は類似の保険契約を保有することが禁止されます。 | ET1.257.020 |
| | | なお、SEC ルールでは変額生命保険、変額年金又は類似の保険についてグランドファーザー条項は適用されな | |
| | | いため、カバードパーソンになった時点で定額型契約に変更しなければなりません。 | |
| クレジットカ | 共通 | 監査チームのメンバーは、以下の条件を全て充足する場合、当該監査クライアントに対してクレジットカード | 施行令7条1項4号 |
| ード使用残高 | | 使用残高を有することが認容されます。 | SEC S-X2-01(c)(ii)(E) |
| | | ① 通常の取引条件に基づく債務であること | 独立性に関する指針 |
| | | ② 通常の請求サイクルにおけるクレジットカード使用残高が、カード発行会社ごとに合計して支払期日(支払 | 120 項 |
| | | 猶予期間も含む。)における決済後に100万円を超えないこと | G-QRMM6.3.1, 7.3.1 |
| | | 監査チームのメンバーを除くカバードパーソンは、通常の取引条件に基づく債務であることを条件に当該監査 | |
| | | クライアントに対して上限なくクレジットカード使用残高を有することが認容されます。 | |
| | SEC/ | カバードパーソン及びカバードメンバーは、通常の請求サイクルにおけるクレジットカード使用残高が、カー | S-X 2-01(c)(ii)(E) |
| | AICPA | ド発行会社ごとに合計して支払期日(支払猶予期間も含む)における決済後に 10,000 米ドル以下の場合、当該 | ET1.260.020.04 |
| | | SEC/AICPA 監査クライアントである金融機関に対してクレジットカード使用残高を有することが認容され | G-QRMM20.3.5 |
| | | ます。 | |
| その他取引か | 共通 | 監査チームのメンバーは、通常の第三者取引と同等の条件によらなければ、消費者、利用者として当該監査ク | 施行令7条1項4号 |
| ら生じる債権 | | ライアントと取引を行なうことが一切禁止されます。また、通常の第三者取引と同等の条件による場合でも、 | G-QRMM6.4.3, 7.4.2 |
| 債務 | | 当該取引に伴い当該監査クライアントとの間に 100 万円を超える債権債務残高を有することが禁止されます。 | 独立性に関する指針 |
| | | | 126 項 |

| 項目 | 適用 | 内容 | 根拠法令等 |
|--------|-------|--|------------------------|
| | SEC | カバードパーソンが、当該 SEC 監査クライアント(役員等、意思決定権限を有する者及び株主等を含む。)と | S-X 2-01(c)(3) |
| | | の間に、直接又は間接的な重要なビジネス上の関係を有することは禁止されます。当該関係には、カバードパ | G-QRMM20.5.1 |
| | | ーソンがプロフェッショナルサービスを提供する場合や、通常のビジネス過程における消費者であることは含 | |
| | | まれていません。 | |
| | AICPA | パートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マ | ET1.275 |
| | | ネジャー及びドメインリーダーは、エンゲージメント期間に、AICPA 監査クライアントと以下の関係を有すること | |
| | | は禁止されます。 | |
| | | ・ 役員、役員に準ずる者、又は経営者メンバーと同等の能力を有する従業員 | |
| | | ・ プロモーター、引受人、選挙受託人 | |
| | | ・ 年金又は、利益分配信託の受託者 | |
| 暗号資産 | 共通 | パートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マ | G-QRMM 6.2.1, 7.2.1 |
| | | ネジャー及びドメインリーダーは、監査クライアントが発行し、かつ、以下のいずれかの条件を満たす暗号資産へ | 施行令7条1項4号 |
| | | の投資は監査クライアントに対する投資とみなされます。 | |
| | | ・ 公的又は民間の取引所で取引されている | |
| | | ・ 資金調達又は資金運用を目的として、新規暗号資産公開 (ICO) によって発行されている | |
| | | ・ 資産所有者に便益を与えている (議決権や配当等を含むがこれらに限らない) | |
| | | 上記の投資を通じた、当該監査クライアントに対する直接的な金銭的利害の保有、及び重要な間接的金銭的利 | |
| | | 害の保有は禁止されます。 | |
| 暗号資産の取 | 共通 | カバードパーソンは、当該監査クライアントにおいて暗号資産の取引口座を保有することが禁止されます。 | S-X2-1(c)(1)(ii)(B)(C) |
| 引口座 | | | GQRMM20.3.3, |
| | | | 20.3.4 |

<注解>

(注1)パートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マネジャー及びドメインリーダーが規制対象者

グローバル・ルールではパートナー等とカバードパーソンが規制対象者であるため、当社のルールはグローバル・ルールよりも厳しい取扱になっています。

G-QRMM6.2.1

"None of the following shall have a direct financial interest or a material indirect financial interests in an audit client:

- a covered person(which includes their immediate family); or
- any partner in any KPMG firm or their immediate family"

(注2) 監査クライアント

監査クライアントには、KPMG メンバーファームが監査業務を提供している会社とその関係エンティティも含まれます。なお、ここでいう監査業務には監査の他に レビュー業務が含まれます。監査以外の保証業務を提供している会社の場合は、保証業務を提供している会社とその親会社が関係エンティティとなります(G-QRMM7.2.1)。なお、本表において G-QRMM Chapter7 (7.X.X)は保証業務クライアントの場合の参照先となります。ただし、当社のルールがグローバル・ルールより厳しい場合があるので留意してください。

(注3) 株式、出資、社債等の直接投資

ゴルフ会員権(株式方式、預託式方式を問わない。)は有価証券に準ずるものとして取り扱いますので、購入はクライアントに対する直接投資とみなされます。

(注4) カバードパーソン

カバードパーソンとは次の各号の者をいいます。

- ① 監査チームのメンバー (Chain of Command を含む)
- ② 指定有限責任社員(LAEP 制度がある場合は LAEP)が監査証明業務に関連して業務を執行する事務所と同一の事務所に所属するパートナー、プリンシパル及びフェロー (**)
- ③ 当該監査クライアントに 10 時間以上の非監査証明業務を提供するパートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マネジャー及びドメインリーダー
- ④ 上記の者の家族
- (※) 当社のパートナー、プリンシパル及びフェローは該当しません。

(注5) カバードメンバー

カバードメンバーとは次の各号の者をいいます。

- ① 監査チームのメンバー
- ② 監査エンゲージメントに影響を及ぼすことが出来る者
- ③ 当該監査クライアントに 10 時間以上の非監査証明業務を提供するパートナー、プリンシパル、フェロー、ディレクター、ドメインディレクター、シニアマネジャー、シニアドメインリーダー、マネジャー及びドメインリーダー
- ④ 指定有限責任社員が監査証明業務に関連して業務を執行する事務所と同一の事務所に所属するパートナー、プリンシパル及びフェロー (※)
- ⑤ ファームとファームの退職年金プラン
- (※) 当社のパートナー、プリンシパル及びフェローは該当しません。

(注6) 監査クライアントであるファンド

あずさ RM イントラ (KICS のページ) に監査クライアントである証券投資信託とその委託(設定・運用)会社を3か月ごとに更新・掲載しています。

- ① 投資を検討している投資信託について、その委託会社(設定・運用会社)を確認し、「委託会社一覧」のシート中に当該委託会社が含まれるかどうかをご確認ください。
- ② 委託会社一覧のシートに当該委託会社が含まれていなければ投資可能です。委託会社一覧のシートに当該委託会社が含まれている場合には、委託会社のシートにて、該当する投資信託の有無をご確認ください。
- ③ 委託会社のシートに当該投資信託が掲載されている場合は、規制対象投資信託に該当します。当該委託会社のシートに当該投資信託が掲載されていない場合は、 投資前に必ず個別にリスクマネジメントにお問い合わせください。

(注7) Investment Company Complex

ミューチャルファンドの組織に含まれる関連会社のグループであり、以下のものが含まれる。

- ① 投資会社及びその投資アドバイザー又はスポンサー
- ② 上記①に支配される会社、①を支配する会社又は①と共通の支配を受ける会社で、以下のいずれかに該当する場合
 - ・ 投資アドバイザー又はスポンサーである

- 投資会社、投資アドバイザー又はスポンサーに対し、管理、現物保管、引受、証券代行のサービスを提供している
- ③ 上記①若しくは②で定義する投資アドバイザー又はスポンサーからサービスの提供を受ける、投資会社又は投資会社となるエンティティ(ただし、米国 1940 年 投資会社法の section3(c)が適用されるエンティティを除く。)。

この定義の観点から、投資アドバイザーには、以下の条件をいずれも満たすサブアドバイザーは含まれない。

- 主な役割はポートフォリオ管理である
- 他の投資アドバイザーから下請けされる、又は他の投資アドバイザーから監督を受ける

また、この定義の観点から、スポンサーは、ユニット型投資信託を設定する会社である(S-X 2-01(f)(14))。

Investment Company Complex の規則は、SEC 監査クライアントにのみ適用される。

(注8) ファンドの委託会社

ファンドの業務(証券等の発行や資産の管理や事務手続き等の運用)を委託される会社をいいます。

(注9) 重要な間接投資

基本的には、ファンドの保有者が、ファンドが投資対象とする個別組入銘柄や組入比率などのファンド情報をモニターする責任を負っています。しかし、ファンド情報の分析は煩雑なことから、当該ファンドの保有の可否をあずさ監査法人リスクマネジメント部が判断するプロセスを導入しています。ファンドの保有者は、自らの持分口数(家族が同一ファンドを保有する場合は合算した持分口数)が直近の基準日現在におけるファンドの発行済口数(outstanding shares)に占める割合(持分割合)を計算し、それが 0.5%を超える場合、速やかにあずさ監査法人リスクマネジメント部が運用する KICS ヘルプデスク(JP-FM KICS)に報告しなければなりません。

あずさ監査法人リスクマネジメント部は、報告を受けたファンドについて、各種ディスクロージャーを利用して、米国の投資会社法に基づくミューチャルファンド (分散型・非分散型)に該当するかどうか、及び投資制限・組入資産の種類・個別銘柄・組入比率といったファンドの詳細情報を慎重に分析します。その結果、当該ファンドの投資対象として、SEC 監査クライアントの発行する個別銘柄が組入れられていることが識別され、かつその組入比率が相当に高いなどの理由により重要な間接投資に当たると判断された場合、当該ファンドの保有は禁止され、その旨が保有者に報告されます。

なお、REIT 及び ETF については、投資対象とする組入資産の種類又は個別銘柄の構成等を勘案し、SEC 監査クライアントの個別銘柄の組入状況等の個々の分析を しないことが認容されます。

(注 10) 分散型・非分散型投資ファンド

米国では、投資会社法で分散型と非分散型のミューチャルファンドが定められています。分散型は、特定の投資先に集中しないように、投資対象有価証券の同一発行会社につき投資可能な範囲を、当該投資会社総資産の5%を限度とすること、及び同一発行会社の議決権の10%を超えないこととする投資制限が設けられています。一方、非分散型は分散型以外のものをいいます。ファンドが非監査クライアントの場合、分散型投資信託の発行済持分証券の5%を超えない場合は、重要な間接投資とならず保有が認められます。規制対象クライアントへの間接投資があったとしても、同一株式への組入比率×規制対象者の投資比率=0.25%(=5%×5%)未満となるからです。

(注 11) AICPA: 重要な間接投資(ファンド)

カバードメンバーが非監査クライアントである分散型ミューチャルファンドの発行済持分の 5%未満を所有していても、基礎投資における重要な間接投資とはみなされません。もし、カバードメンバーが、非監査クライアントの分散型ミューチャルファンドの発行済持分の 5%以上を所有する場合又は当該ミューチャルファンドが非分散型の場合、カバードメンバーが基礎投資に対し、重要な間接投資を有しているか否かを判定するため、ミューチャルファンドの基礎投資を評価しなければなりません。その評価方法は以下のようになります。

- 非分散型のミューチャルファンドが監査クライアント A 社の持分を保有している。
- ミューチャルファンドの純資産は10.000.000 米ドルである。
- カバードメンバーBはミューチャルファンドの発行済持分の1%、すなわち100,000米ドルの価値を保有している。
- ミューチャルファンドはその純資産のうち 10%を A 社に投資している。
- 結果、BのA社に対する利害関係は10,000米ドルとなり、当該金額がBの所有する純財産価値に対し重要であるか否かによって評価される。

(注 12) Chain of Command

監査エンゲージメントの結果に影響を及ぼすことが出来る者。次の者をいう。

- 監査エンゲージメントの遂行に関連してLAEPの報酬を決める者、LAEPを直接的に監督する者、LAEPの上位者で事務所長までの職位の者。
- 監査エンゲージメントの特定の事項、取引、事象に関連して技術的な助言を提供する者。
- 監査エンゲージメントに品質管理を提供する者。

他のメンバーファームの者であっても、監査エンゲージメントに直接的な影響を及ぼすことが出来る者も含むものとする。

(※) 当社に該当者はいません。

(注13) 連邦預金保険機構 (FDIC)

連邦預金保険機構の保険上限額は、現在 250,000 米ドルです。日本における FDIC に相当する機構は「預金保険機構」で、以下が保護の範囲となります。

- 当座預金、利息のつかない普通預金:全額保護
- 一般預金等(普通預金、定期預金、元本ほてん契約のある金銭信託等):元本1,000万円とその利息が保護されます。
- 保護対象外:外貨預金、譲渡性預金、金融債等

(注 14) 証券投資者保護公社(SIPC)

証券投資者保護公社の保険上限額は、現在 100,000 米ドルの現金を含め 500,000 米ドルです。日本における SIPC に相当する機構は、「投資者保護基金」で、会員である証券会社に預託した金銭、有価証券を対象に最高 1,000 万円までが補償されます。

(注15) グランドファーザー条項

SEC では、グランドファーザー条項(規制の適用除外が認められる既得権条項)が適用される保険契約(変額保険を除く)を以下のように規定しています(G-QRMM20.4.1)。

- 2001年5月7日以前に契約した保険契約
- カバードパーソンとなる以前に契約した保険契約
- カバードパーソンとなる以前に契約した保険契約の更新
- 原契約に従って既存の保険範囲を拡大する保険契約。それ以外の保険範囲の拡大は認められません。

「契約の更新」と「原契約に従って既存の保険範囲を拡大する」場合につきましてはリスクマネジメントにお問い合わせください。

(注 16) SEC 監査クライアントである保険会社の商品を所有できる例外

カバードパーソンは以下の全ての条件を充足する場合、SEC 監査クライアントの保険会社の定額型保険商品を保有することができます。

- 通常の取引条件による契約であること
- SEC 監査クライアントである保険会社のカバードパーソンとなる以前に契約したものであること
- SEC 監査クライントである保険会社が支払不能に陥るリスクが極めて低いこと。

ただし、変額生命保険契約及び変額年金契約についてはいかなる場合も保有が認められず、グランドファーザー条項は適用できません。よって、カバードパーソンとなる時点で処分するか、定額型契約に変更しなければなりません。

(注17)変額生命保険、変額年金又は類似の保険契約

保険会社が顧客から預かった保険料を、他の保険種類と区別した特別勘定(ファンド)において、株式や債券を中心に運用しその実績に従って、保険金額も解約返戻 金も変動する保険をいいます。